

2020年 7月13日

群馬労働局長

丸山 陽一 様

群馬地方最低賃金審議会長

河藤 佳彦 様

群馬県前橋市本町3-9

群馬県自治体一般労働

最低賃金の改善を求める意見書

労働者の労働条件の向上に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

今年の群馬地方最低賃金の改定にあたり、最低賃金法の定めに従い、「労働者の生計費を考慮した」審議で最低賃金の抜本的な引き上げを求めます。

コロナウイルス感染症拡大による経済危機はアベノミクスにより大企業の利益を優先し、労働者や中小企業を無視した政策により日本経済の基盤を衰弱させていたことが被害を大きくしたと思います。今求められているのは大企業・富裕層優先を改め、経済の循環を国民全体に広げることであり、それには雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規労働者の労働条件改善、消費税引き下げ、中小企業への大幅な財政支出などによる地域循環型経済を確立することです。

私たち群馬県自治体一般労働組合は、県内の自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者により組織しております。

労働者の4割は非正規雇用で働き、その数は300万人に増加しました。そして、年収200万円以下のワーキング・プアは1100万人に達しています。そうした状況のなか、コロナウイルス感染症拡大により生活困難におちいったのは非正規雇用労働者など最低賃金近傍で働く労働者で、休業要請などで生活できない状況に追い込まれました。

また、感染拡大の中、社会機能を維持するのに欠かせない医療・介護・保育・学童保育などの労働者は非正規雇用が多く携わり、最低賃金近くで働いているのです。

地方自治体でも同様で、小中学校が休校となり給食関係者は休業となり、休業補償は6割となったが、ある自治体では群馬最低賃金額835円を支給することになり、最低賃金の重要性を認識しました。学童保育は朝からの長時間保育を強いられ、感染症対応に気を使いながら低賃金にもかかわらず頑張ってきました。

自治体非正規職員の賃金は、2019年の県内全自治体の調査によると、群馬県最低賃金835円に対して、一番低い職種の時給は835円(1町1村)で、続いて840円台(3市5町)、850円が10自治体と最低賃金に近い状況にあり、900円

台が7自治体しかありません。これが自治体非正規職員の低賃金の実態です。最低賃金の引上げにより非正規職員の賃金は連動する形で改定しているのが実状です。

現行の最低賃金では「8時間働けば普通に暮らせる賃金」「ダブルワークせずに暮らせる賃金」とはなりません。また、全国どこでも最低生計費調査結果には大差はなく月額23万円程度は必要で、地域別最低賃金のような格差はありません。

現行制度では地方間格差は拡大するばかりであり、格差是正と全国一律最低賃金制の確立を早急にお願いします。

2019年地域別最低賃金は東京で1,013円、埼玉で926円、群馬は835円と前年に比して、さらに格差が拡大しております。この格差は東京で10ヵ月働けば、群馬県で12ヶ月働いた年収を上回るほどに拡大しています。賃金が労働評価を示す対価とすれば、自治体で同じような業務を行っていても、群馬の労働評価は関東で最低とされていることとなります。これも若者が県内から流出する原因の一つではないでしょうか。

地域別最低賃金の大幅な引き上げなくして、県内のワーキング・プア脱却と地域の景気回復はあり得ません。そして、地域経済を支える中小企業や小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行うことが必要です。

私たちは最低賃金を大幅に引き上げて、地方間格差の是正と全国一律でただちに時間額1,000円以上引上げ、生計費原則に基づき1,500円を目指すことを強く求めます。

毎年、審議会の傍聴に参加していますが、今年も実質的な最賃の金額審議する専門部会は非公開となり、意見交換は不明であり確認できません。審議会の透明性を高めるために専門部会の公開を実現して下さい。

下記の事項について早期に実現の向けてのご尽力をお願い致します。

記

- 1 群馬地方最低賃金を生計費原則に基づいて、時間額1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。
- 2 全国一律最低賃金制度を早期に実現し、地域間格差を是正させること。
- 3 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を行うこと。
- 4 審議会は専門部会を含めて全面的に公開すること。

なお、今年も意見書に基づいて意見陳述を行えるようよろしくお願いします。

以上、意見書を提出します。



2020年7月13日

群馬地方最低賃金審議会
会長 河藤佳彦様

全労連・全国一般 群馬労働組合

最低賃金の改善を求める意見書

平素、労働者の賃金改善に向けて群馬地方最低賃金審議会の貴職並びに委員各位がご尽力されていることにまずもって敬意を表するものです。

2020年の群馬地方最低賃金改定作業にあたり、最低賃金法の目的に依拠した審議と最低賃金の抜本的な引き上げを求めて下記事項のように意見を申し述べるものです。

なお、下記事項について意見陳述できる機会を設けていただけますことを要望します。

記

1. コロナ禍を理由に低賃金に甘んじてられません。

去る6月26日に開催された中央最低賃金審議会で加藤厚生労働大臣は、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮して検討する」と審議会に求め、賃金抑制するよう注文を付けたと聞きます。新型コロナウイルス感染症を根拠に国民に低賃金を押しつけようというものです。また、日本の最低賃金は世界から見ても極めて低い水準であり、多くの国際機関からも指摘されていることには全く触れていません。いわゆる先進諸国の最低賃金は全国一律1,000～1,400円で月額20万円ベースに到達しています。一方、日本は719～1,013円で12万～17万円と地域で大きな格差が発生しています。

2. 2010年政労使合意を可及的速やかに実行してください。

毎年発言させていただいていますが、議論の前提におかなくてはならないことがあります。それは、2010年政労使合意です。

「早期に800円にし、全国平均1,000円を目指す」とし、その到達年は2020年です。これは、国民に対して約束した合意文書です。安倍首相をして、「最低賃金を全国平均1,000円を目指す」とした最賃引き上げ構想は1年につき3%ずつ引き上げるとしたロードマップです。その計画で実行すると到達年は2026年となってしまいます。こ

れでは2010年政労使合意を反故にすることになってしまいます。私たち労働者は、そんな先まで待ってられません。一刻も早く、大幅に最低賃金の引き上げてください。

3. 全国一律最低賃金制度を確立して地域間格差をなくしてください。

現在、最低賃金の関東最下位群馬県(835円)とトップの東京都(1,013円)との差は178円です。隣接する埼玉県(926円)とは91円、栃木県(853円)とは18円の差があります。これは東京都で10ヶ月、埼玉で11ヶ月働けば群馬の年収を確保できる計算になります。同一労働・同一賃金という原則に照らし合わせれば、大変な矛盾・ねじれが生じていることになります。先進国の多くは「地域別最低賃金」ではなく「全国一律最低賃金」制度を導入しています。

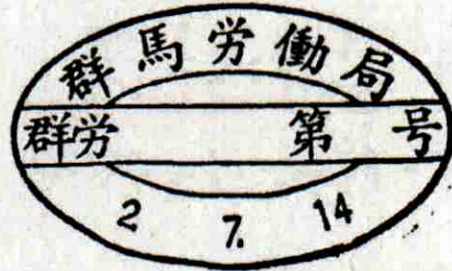
この最低賃金の地域間格差によって労働力人口流出現象が起こっている統計調査もあります。また、私どもの上部組織全労連の調査ではどこに住んでいるかが、月額ベースで約23万円前後で、時給ベースで1,500円必要であるという調査結果が出ています。北海道から沖縄まで時給ベースで1,500円で統一すれば、最低賃金の抱えている課題は一挙に解決できると確信します。

また、群馬県内の労働者の労働時間が都道府県別では、一番長いと聞いています。賃金明細書を見ると「基本給」だけでは最賃割れになってしまうケースを多く見受けられます。このことは、残業しないと生活できる賃金が確保できていない証拠です。私どもの組合に寄せられる争議案件は、パワハラや長時間労働による不当な未払い残業であったり、体力の限界まで連日働かせる違法残業であったりすることにより発生する事案が多く、メンタル不全に陥るケースが多く見受けられます。「全国一律最低賃金制度」を一刻も早く実現し、人間らしく働き・生活できるようにすることです。

4. 最低賃金の引き上げには中小企業への手厚い支援が必要です。

先進国で1,000~1,500円の最低賃金の実現できているのには国の手厚い支援政策があるからです。日本は2013~2015年の中小企業への支援予算は87億円に対して、お隣り韓国では9,800億円(2017年から5年間)、アメリカ8,800億円(2007~2011)、フランス2兆2,500億円(2019)と桁外れの支援を行っています。日本でも政治が力を発揮して中小企業支援策を拡充するならば安心して最低賃金を引き上げて雇用を守ることができます。

以上



群馬県地方最低賃金審議会
会長 河藤 佳彦 殿

2020年7月14日

生協労連 コープネットグループ労働組

2020年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合群馬県支部は、生活協同組合コープぐんまと関連職場で働くなかまの労働組合であり、パート労働者など非正規雇用のなかまが7割を超える労働組合です。私は非正規労働者の代表として直接仲間の声を反映するために、今年度の地域別最低賃金額の改定につきまして、意見を述べさせていただきます。

1. 2020年最低賃金改定にあたって

新型コロナウイルス感染拡大のなか、保障制度が不十分なまま、各企業へ営業自粛要請がおこなわれた結果、非正規労働者を中心に、収入の激減や雇止めなど、低賃金労働者の暮らしが直撃され、収入が途絶えた蓄えのない世帯にとって、深刻な状況となっています。

政府は当初、雇用調整助成金の支給額1日8,330円を上限にするとしましたが、この額は8時間労働の時給換算で1,041円であり、群馬の最低賃金835円より206円高い額です。しかし、8,330円でもあまりにも低すぎるとの国民の声により、15,000円上限に引き上げられることになりました。このことで、群馬の最低賃金835円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」が到底できないということが証明されました。

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織がとりくんだ生計費試算調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額22万円～23万円は必要だという結果がでています。時給に換算すると1,400円～1,500円以上となっています。雇用調整助成金の支給額や生計費試算調査結果からみても、いまの最低賃金は低すぎるということは明らかです。

2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

今回のコロナ禍の中で、経済にも大きな影響がもたらされました。そのひとつの要因として、労働者が東京に集中し一極化していることによる、事業の停滞です。企業が地方に分散して、日本のどこでも経済活動ができていれば、このような事態が少しは緩和されていたのではないのでしょうか。しかし、そのためにはどこで働いていても賃金格差がないということが大前提となります。埼玉とは91円、栃木とは19円の差があります。コープぐんまの職場での労働力の流出はおきています。

ある事例があります。地方から東京の大学に入学した学生たちは、東京のアルバイト時給1,000円以上で働いています。その学生は大学が休校中、地元に戻って同じような仕事のアルバイトをしようと思ったけれど、東京の時給より200円以上も低く、それでは学費を稼げないため、やむを得ず東京に戻って来るしかなかったと。そのような経験をした学生たちは、やはり大学を卒業して働くなら賃金の高い東京に限ると、若者たちの都市部への人口流出が止まるはずがありません。

どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、いまのような地域間格差をなくしていかなければなりません。

また、私たちは、たまたま生まれ育った地域によって賃金に格差をつけられることは、憲法第14条の平等原則に反することだと思っています。

3. コロナ禍の中で必要とされた労働者ほど低賃金

今回のコロナ禍の中では、医療従事者はもちろんのこと、生協で働く労働者も宅配、店舗、福祉など様々な職場で日々危険と不安と闘い、私たちの暮らしを守るために疲労と心労の中で奮闘しています。そのなくてはならない多くの方はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そしてその時給は、ほぼ最低賃金に張り付いています。賃金は個々の企業の努力で上げるべきだという声がありますが、国民生活になくてはならない業界全体の社会的な地位向上とそこで働く人の賃金を引き上げていくことが必要です。それには現状では、最低賃金を大幅に引き上げることが最も有効です。

一方で、休業を余儀なくされた非正規労働者は、休業補償をされても、もともとの賃金が低いため、さらにその6割という低額支給となっています。1ヵ月150時間働いていたとして、時給1,000円の人で9万円(時給6割換算600円)、時給850円の場合には、月額で7万6千500円(時給6割換算510円)にしかありません。休業補償があったとしても、とても生活できる金額ではありません。いまの日本は社会保障が貧弱であり、賃金に頼って生きていかななくてはならないのですから、最低賃金を大幅に引き上げる必要があるのです。

4. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

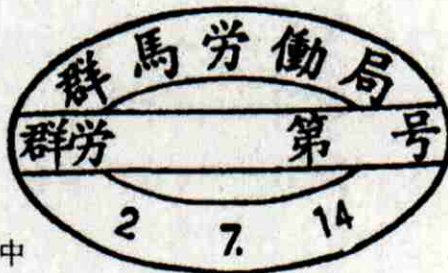
商工会議所や企業団体が、コロナ禍を理由とした今年の最低賃金引き上げの凍結や抑制を訴えています。しかしそれは経済回復にとって負でしかありません。消費を回復させ向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。

パートやアルバイトなど、かつては家庭の補助的労働といわれてきましたが、現在ではそうではなく、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金が上がれば、貯蓄ではなく消費に回れることは確実です。

賃金を上げられない理由に、中小企業の労働分配率が高く、労働生産性が低いので上げられないといわれていますが、それは、適正な単価による公正取引がおこなわれていないことが主な要因となっています。公正な取引をきちんとおこなわせ、そして有効な中小企業支援対策で、賃金の底上げを図っていくべきです。経営者の賃金支払い能力に傾倒した審議にならないことを強く求めます。

そして、経済を回復させるためのあるべき最低生計費、また、すべての労働者が働いたら人間らしく暮らしていける最低賃金とは、という視点での議論をつくしてください。使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために、抑制や凍結ではなく、積極的な最低賃金引き上げを、最低生計費調査結果を活用して審議をしていただくことをお願いします。

以上



2020年7月14日

群馬地方最低賃金審議会 御中

前橋市本町 3-9-10

群馬県労働組合会議

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議（以下、県労会議）は、6月23日、審議会長および労働局長に「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める要請書」を提出しました。私は、県労会議「要請書」をふまえ、コロナ禍だからこそ最低賃金の抜本的な引上げが必要であること、最低賃金額の決定にあたり生計費を十分考慮すること、全国一律最低賃金制度創設が差し迫った課題となっていること、中小企業支援の抜本的強化などについて意見を述べます。

1. 6月30日に開催された第435回群馬地方最低賃金審議会において、丸山労働局長は、日銀前橋支店の景気判断や労働局の労働市場速報、雇用調整助成金の申請状況などから、県内経済はきびしい状態にある旨を述べられました。

昨年10月からの消費税引き上げが消費を冷え込ませ、長く続いていた不況をいっそう深刻にさせていたところに、今回のコロナによる経済危機が重なりました。しかし、だからといって最低賃金の引き上げを抑制するようなことになれば、不況はさらに深刻なものとならざるを得ません。

なぜなら、長引く不況をもたらしている要因は、日本の労働者の賃金水準が低下し、国民の消費購買力が落ち込んでいることにあるからです。2008年のリーマンショック後の2009年の最低賃金改定では、中央最低賃金審議会が目安額すら示さず、群馬地方最低賃金審議会ではわずか1円の引き上げに止まりました。こうしたことが内需を冷え込ませ長期不況につながってしまったのです。

今回の経済危機において、賃金抑制の誤りを繰り返すことなく、国民の消費購買力を回復させ経済の活性化につなげるために、最低賃金を抜本的に引上げることを強く求めます。

2. 非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金近傍で働く労働者は、もともと日々食べていくことだけで精一杯で預貯金などの蓄えなどできようはずもなく、コロナ禍での休業要請などでただちに生活困窮に陥っています。

また、医療・介護・保育・学童保育や、宅配便などの流通、スーパーやドラッグストア等の小売業など、コロナ禍においても社会のライフラインを支えている労働者の多くは、最低賃金近傍の低賃金で働いています。

こうした実態が浮き彫りになっている以上、最低賃金を大幅に引き上げることが必要です。困窮する低賃金労働者の生活を支え、社会のライフライン維持に貢献している労働者に報いるために、最低賃金の抜本的引き上げを強く求めます。

3. 最低賃金の改定において、もっとも重視されなければならないのは労働者の生計費であるはずですが、労働基準法は、第1条（労働条件の原則）で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」と定めています。最低賃金法は、第1条（目的）で「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」をあげています。これらが求めているのは、労働者が日々の飢えをしのげれば良いということではありません。人たるに値する生活を営むための必要を充たすことができる水準の賃金、結婚・出産・育児を含めた安定した生活が営め、労働者として心身ともに成長できる水準の賃金を最低賃金として保障することです。

最低賃金審議会として、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき」生計費、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に資する生計費を明らかにして、その水準に最低賃金を引き上げるための審議が必要です。

中央最低賃金審議委員会では、生計費についての資料は「標準生計費」しか示されていません。その「標準生計費」（2019年4月・県人事委員会給与勧告資料）は、群馬では4人世帯で211,860円となっています。しかし、これが前橋市に住む4人世帯の「標準」の生計費とはとても思えませんし、算定方法をふくめ実態を反映しているとは言えません。ちなみに、直近の10年間で見ても「標準生計費」は毎年変動幅が大きく、群馬では4人世帯で17万円余～26万余と9万円もの格差が出ており、審議で参考すべき資料としての信頼性を欠いています。

そして、群馬地方最低賃金審議会では生計費についての資料は示されていません。

全労連の地方組織が最低生計費調査をおこなっており、その集計表は6月23日の県労会議要請書にも添付しています。ぜひ活用いただき、生計費を正面にすえた審議と、最低生計費を保障できる最低賃金額への抜本的な引き上げを求めるものです。

4. 全労連の地方組織の最低生計費調査により、全国どこに住んでいても最低生計費はほとんど変わらないことが明らかとなっています。その金額は、月額（税込）22～25万円程度であり、労働基準法上限の月173.8時間で換算して1,300～1,400円（月150時間換算1,400～1,600円）に相当します。

現行の最低賃金額は、あまりに低すぎるのです。こうした調査にもとづき、最低賃金をただちに1,000円以上に引上げ、1,500円をめざすことを求めます。

そして、労働者の最低生計費がほとんど変わらないのに、最低賃金は東京の1013円～鹿児島などの790円と、大きな格差が生じています（差額223円、比率78%）。このことが、各都道府県の人口の社会的増減に相関し、特に若年者が地方から最低賃金の高い首都圏などへ流出することを促し、地域経済の疲弊につながっています。

最低生計費が全国どこでもほとんど変わらず、最低賃金の格差が労働力人口を地方から大都市へ流出させている状況をふまえれば、その解決には、全国一律最低賃金制度を導入することが最も合理的です。

全国一律最低賃金制度は、日本弁護士連合会・群馬弁護士会が強く求め、自党内にも最低賃金一元化推進議員連盟がつくられるなど、大きな世論となりつつあります。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、東京などへの一極集中の見直しが求められています。全国一律最低賃金制度創設は、その点からもきわめて有効な方法です。

ぜひ、全国一律最低賃金制度創設を労働局長に建議して下さい。

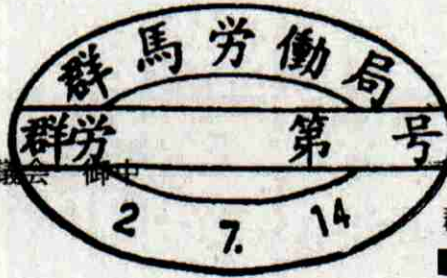
5. 日本の中小企業支援策は、あまりに貧弱です。新型コロナに関わる中小企業支援の拡充はもとより、最低賃金を大幅に引き上げるための中小企業支援策の強化が必要です。

最低賃金の引き上げを直接の目的とする助成金の拡充や、社会保険料の減免、および、中小企業の取引先企業との公正な取引の確保など、中小企業支援策の抜本的な強化を労働局長に建議して下さい。

6. 最後に、審議の全面公開と意見陳述の2点について意見を述べます。

- 1) 専門部会の公開の是非について審議会で審議されたことは前向きな一歩と受けとめています。しかし、なぜ公開すると「率直な意見の交換が損なわれる」のか、私には全く理解できません。労働組合・使用者団体等からの推薦を受けた候補者の中から労働局長が任命した委員が、公式の場で審議するうえで、なぜ公開すると率直な意見交換ができなくなるのでしょうか。聞かれては困る話しがされているということではないはずです。非正規雇用労働者の増大などにより、最低賃金に影響を受ける労働者が年々増えている状況にあります。それだけに公正な審議がいつそう求められています。実質的な金額を審議する専門部会の公開は、審議と最低賃金額の公正さを担保するうえで不可欠です。今回の専門部会公開の是非についての審議を前に進め、専門部会を含めた審議を全面的に公開するよう強く求めます。
- 2) 2016年から審議会での意見陳述がおこなわれるようになり、今回で5回目となりました。ただ、意見陳述の時間は、1人5分、全体で30分とされ、意見陳述は意見書の要旨を読み上げる状態にあります。これまでの意見陳述を評価・検証し、ぜひ、質疑を含めた実質的な意見陳述となるよう改善を進めて下さい。

以 上



群馬地方最低賃金審議会 御中

2020年7月14日

群馬県医療労働組合連合

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2019年度賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で7,378円も低い実態にあり、更に介護職では所定内賃金平均は78,224円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています(グラフ参照)。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

新型コロナウイルス感染拡大のなか、「医療用マスクは1週間に2枚しか配給されず、自前のマスクを使っている」「家庭用ゴム手袋を片手ずつ使っている」という声も届いています。今でも不十分なPPE(個人防護具)と人員不足により医療現場はいつ院内感染が起こってもおかしくない状態です。慢性的な人手不足で過重労働を強いられてきた日常に、新型コロナ対応という有事が降りかかり、伸び切ったゴムが切れる寸前の状態に置かれ、「私、コロナ感染対応が落ち着いたら、看護師辞めようと思っています」との声を複数聞きました。さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

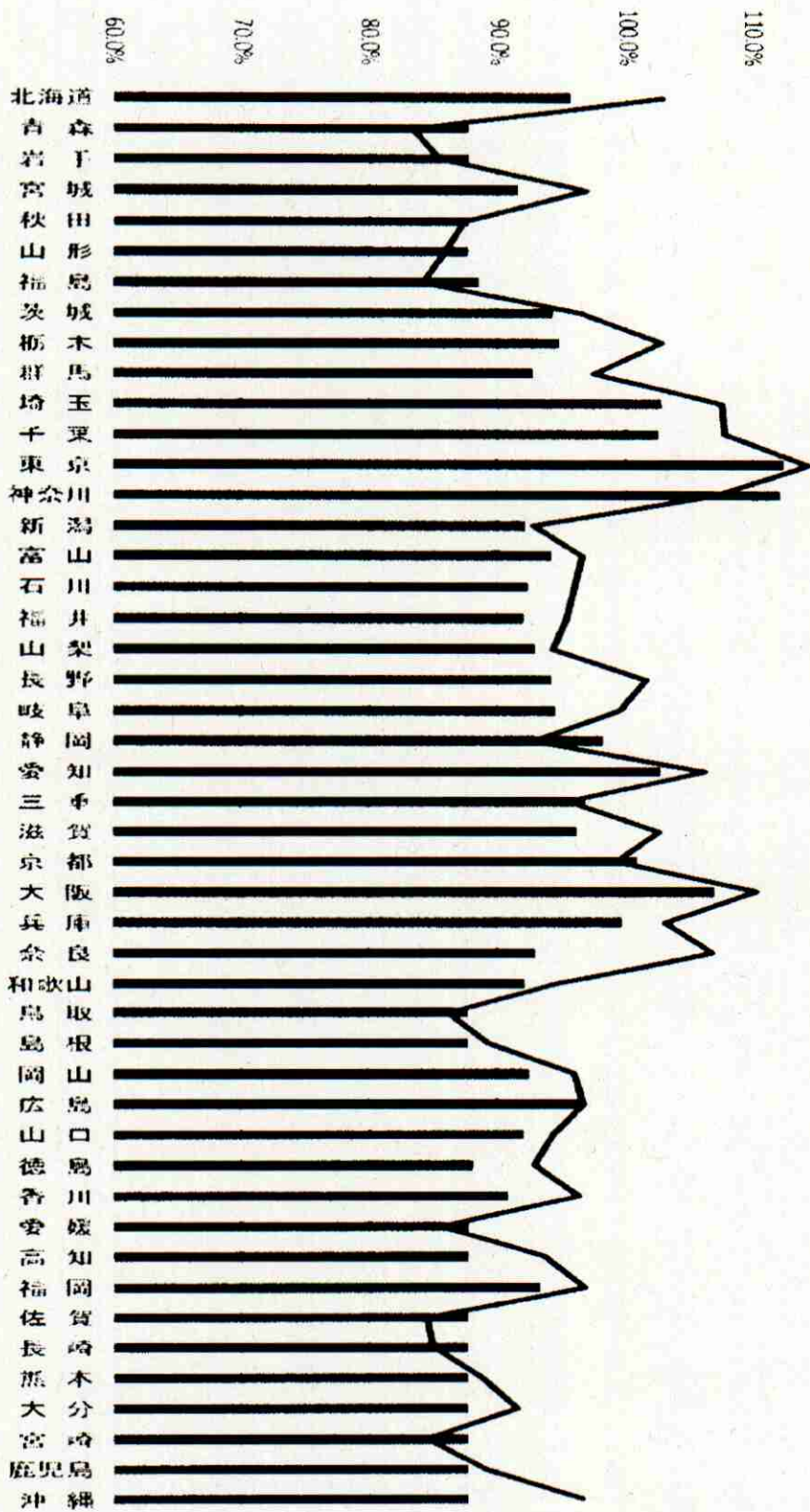
全国各地で再びクラスターが発生するなど、第2波、第3波の到来は確実視されています。このような低賃金実態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

なお、以上について意見陳述できる機会を設けて頂けますことを要望致します。

以上

医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2020年度)

所定内賃金及び最低賃金の全国平均を100%とした割合
厚生労働省2019年賃金構造基本統計調査、2019年10月実施の最低賃金より日本医師連が作成



<参考>

■ 所定内賃金 — 最低賃金